

専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出

那覇市長 知念 覚

## 専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 24 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について（消防局庁舎外壁等改修工事）  
（令和 6 年 9 月 26 日同意）  
（令和 7 年 1 月 20 日同意）

工 事 名 消防局庁舎外壁等改修工事

契約の相手方 沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 7 番 1 号  
琉球リース総合ビル 1 階  
株式会社 大成エンジニア  
代表取締役 小林 真一

- 2 変更する事項 契約金額  
既 決 金 額 : 157,339,600 円  
変更する金額 : 160,061,000 円